

令和 6 年 1 1 月 2 8 日招集

第 4 回狭山市議会定例会議案

目次

議案番号	件名	ページ
第 9 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度狭山市一般会計補正予算 (第 4 号))	3
第 9 2 号	狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
第 9 3 号	狭山市駅東西自由通路条例の一部を改正する条例	7
第 9 4 号	狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	1 0
第 9 5 号	狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	1 2
第 9 6 号	狭山市市民会館の指定管理者の指定について	1 4
第 9 7 号	狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館の指定管理者の指定について	1 5
第 9 8 号	狭山市立博物館の指定管理者の指定について	1 6
第 9 9 号	狭山市立狭山台小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について	1 7
第 1 0 0 号	狭山市立奥富学童保育室及び狭山市立柏原小第一学童保育室の指定管理者の指定について	1 8
第 1 0 1 号	狭山市立水富小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について	1 9
第 1 0 2 号	狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場の指定管理者の指定について	2 0
第 1 0 3 号	狭山市産業労働センターの指定管理者の指定について	2 2
第 1 0 4 号	令和 6 年度狭山市一般会計補正予算 (第 5 号)	2 3
第 1 0 5 号	令和 6 年度狭山市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	2 4
第 1 0 6 号	財産の取得について	2 5
第 1 0 7 号	市道路線の廃止について	2 6
第 1 0 8 号	市道路線の認定について	2 7
第 1 0 9 号	市道路線の認定について	2 8
第 1 1 0 号	市道路線の廃止について	2 9
第 1 1 1 号	市道路線の認定について	3 0

議案第 9 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）

補正予算別冊のとおり

令和 6 年 1 0 月 2 日

狭山市長 小谷野 剛

令和 6 年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度狭山市一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7, 7 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7, 2 6 9, 4 5 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
17 県支出金	
	3 県委託金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,767,072	67,779	3,834,851
255,255	67,779	323,034
57,201,673	67,779	57,269,452

歳 出	
款	項
2 総 務 費	
	4 選 挙 費
歳 出	合 計

(単位：千円)		
補 正 前 の 額	補 正 額	計
8,341,676	67,779	8,409,455
31,697	67,779	99,476
57,201,673	67,779	57,269,452

議案第 9 2 号

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6
年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（狭山市地域包括支援センター運営協議会が第 1
号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認め
るときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地
域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当
該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）
によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項の」を
「第 1 項の」に改め、同項の表右欄中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1
号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項
を加える。

2 前項の規定にかかわらず、狭山市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支
援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センター
が担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、お
おむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員
数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地
域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、
当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号
に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員の員数に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。

議案第 9 3 号

狭山市駅東西自由通路条例の一部を改正する条例

狭山市駅東西自由通路条例（平成 2 2 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市自由通路条例

第 1 条中「狭山市駅東西自由通路（以下「自由通路」という。）を狭山市入間川 1 丁目 1 番 1 号に」を「自由通路を」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（名称、位置及び区域）

第 2 条 自由通路の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	区 域
狭山市駅東西自由通路	狭山市入間川 1 丁目 1 番 1 号	狭山市駅舎の鉄道事業者の施設以外の区域で通路（階段、エレベーター及びエスカレーターを含む。）その他附帯する施設部分とし、別図第 1 のとおりとする。
入曽駅東西自由通路	狭山市大字南入曽 5 8 3 番地 1	入曽駅舎の鉄道事業者の施設以外の区域で通路（階段、エレベーター及びエスカレーターを含む。）その他附帯する施設部分とし、別図第 2 のとおりとする。

第 6 条第 1 項中「広告物」の次に「（以下「ポスター等」という。）」を加える。

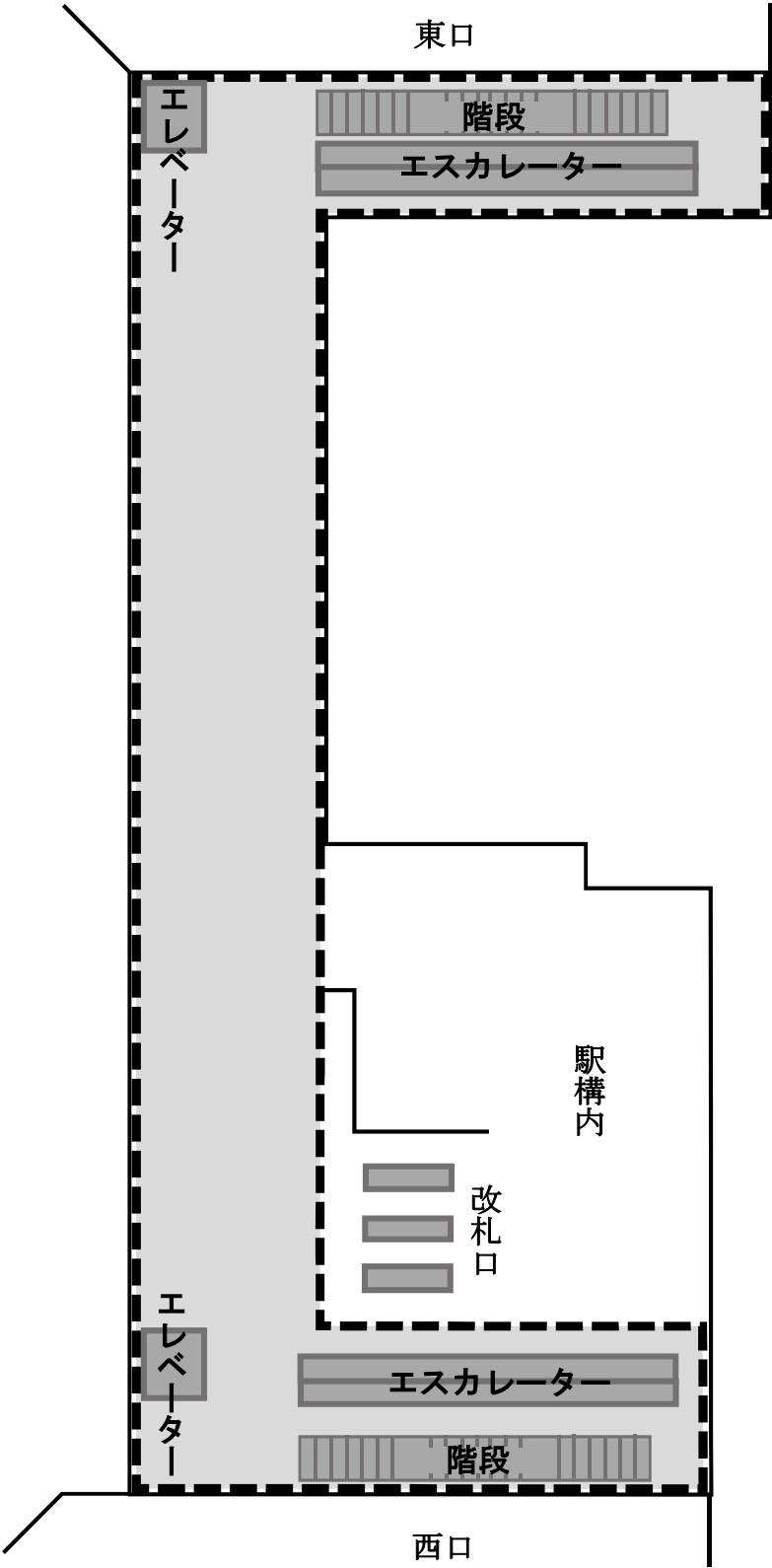
別表所定のショーケースを利用する場合の項中「1 5 , 0 0 0 円」を「2 2 , 0 0 0 円」に改め、同表に次のように加える。

所定のパネルを利用する場合	パネル 1 個につき 1 月	8 , 0 0 0 円
---------------	----------------	-------------

別表備考第 1 項中「ポスターその他広告物」を「ポスター等」に改め、同表備考第 2 項中「ポスターその他広告物」を「ポスター等」に、「計算する」を「計算する。」に改める。

別図中「自由通路」を「狭山市駅東西自由通路」に改め、同図を別図第 1 とし、同図の次に次の 1 図を加える。

入曽駅東西自由通路の区域は、 で囲まれた部分とする。



附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表所定のショーケースを利用する場合の項の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する入曽駅東西自由通路の第 6 条に規定するポスターその他広告物（以下「ポスター等」という。）の掲示の許可に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 改正後の別表所定のショーケースを利用する場合の項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後のポスター等の掲示について適用し、同日前のポスター等の掲示については、なお従前の例による。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

入曽駅周辺整備事業による入曽駅東西自由通路の設置に伴い、所要の改正をするとともに、受益者負担の適正化を図るため、所定のショーケースを利用する場合の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 9 4 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 1 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 1 の 5 の項中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同項第 1 号中「第 1 8 条第 2 1 項」を「第 1 8 条第 3 0 項」に改め、同表 6 の項から 8 の項までの規定中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同表 9 の項から 1 2 の項までの規定中「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改め、同表 1 3 の項中「第 1 8 条第 2 4 項第 2 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 2 号」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号」に改め、同表 1 1 の項中「又は」を「、第 5 項又は」に改め、同表 4 2 の項中「（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）」を削り、「認定手数料」を「認定申請手数料」に改め、同項を同表 4 2 の 3 の項とし、同表 4 1 の 4 の項の次に次のように加える。

42	建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000 円
42 の 2	建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000 円

別表第 2 の 5 8 の項第 1 号イ（ア）中「第 4 条第 3 項第 2 号」を「第 1 3 条第 3 項第 2 号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に、「次号イ、」を「次号イ並びに」に改め、「並びに同表 6 2 の項第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イ」を削り、同表 6 2 の項第 1 号イ（ア）中「床面積」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。以下このイ、

次号イ及び第３号イにおいて同じ。）」を加え、同表６３の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年１１月２８日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

建築基準法等の改正に伴い、新たな手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 9 5 号

狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- （1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （2）大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（以下「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条中第 6 号を第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- （6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号及び第２号を次のように改める。

- （１）大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、大学を卒業した者については３年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。）については５年以上、高等学校等を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （２）大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、大学を卒業した者については４年以上、短期大学等を卒業した者については６年以上、高等学校等を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第４号中「前２号」を「前３号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年１１月２８日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

水道法施行令の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 9 6 号

狭山市市民会館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市市民会館

2 指定管理者として指定するもの

東京都千代田区神田小川町 1 丁目 2 番地

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋 本 鉄 司

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市市民会館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 97 号

狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立富士見公民館

狭山市立水野公民館

狭山市立広瀬公民館

2 指定管理者として指定するもの

株式会社セイウン

埼玉県さいたま市桜区田島 9 丁目 3 1 番 1 号

代表取締役 黒 川 晴 予

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 98 号

狭山市立博物館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立博物館

2 指定管理者として指定するもの

アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

代表者 東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階

アクティオ株式会社

代表取締役 淡 野 文 孝

構成員 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 木 村 昌 平

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立博物館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 99 号

狭山市立狭山台小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立狭山台小第一学童保育室

狭山市立狭山台小第二学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

東京都港区芝 4 丁目 13-3 PMO 田町東 10F

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立狭山台小第一・第二学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 1 0 0 号

狭山市立奥富学童保育室及び狭山市立柏原小第一学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立奥富学童保育室

狭山市立柏原小第一学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市狭山台 3 丁目 8 番地の 1 2

特定非営利活動法人さやま保育サポートの会

代表理事 大 賀 明 子

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立奥富学童保育室及び狭山市立柏原小第一学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 101 号

狭山市立水富小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立水富小第一学童保育室

狭山市立水富小第二学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立水富小第一・第二学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 102 号

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場の指定管理者の
指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市駅西口駐車場

狭山市駅西口第 1 自転車駐車場

狭山市駅西口第 2 自転車駐車場

2 指定管理者として指定するもの

タイムズ 24・ソーリンググループ

代表者 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズ 24 株式会社

代表取締役 西 川 光 一

構成員 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズサービス株式会社

代表取締役 金 子 新 吾

東京都足立区六町 4 丁目 12 番 25 号

株式会社ソーリン

代表取締役 野 村 一 也

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 103 号

狭山市産業労働センターの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市産業労働センター

2 指定管理者として指定するもの

狭山まちづくり共同事業体

代表者 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4 丁目 22 番地 11

新日本ビルサービス株式会社

代表取締役 関 根 一 成

構成員 埼玉県さいたま市大宮区宮町 1 丁目 5 番地

株式会社コミュニティコム

代表取締役 星 野 邦 敏

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市産業労働センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 1 0 4 号

令和 6 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）

補正予算別冊のとおり

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和6年度狭山市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度狭山市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,203,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,472,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
16 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
17 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
19 寄 附 金	
	1 寄 附 金
20 繰 入 金	
	2 基金繰入金
22 諸 収 入	
	6 雑 入
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
9,536,085	208,348	9,744,433
6,654,440	208,293	6,862,733
2,848,877	55	2,848,932
3,834,851	117,753	3,952,604
2,678,524	103,791	2,782,315
833,293	13,962	847,255
170,000	0	170,000
170,000	0	170,000
4,684,263	874,626	5,558,889
4,418,962	874,626	5,293,588
1,868,085	2,614	1,870,699
1,299,060	2,614	1,301,674
57,269,452	1,203,341	58,472,793

歳 出	
款	項
2 総 務 費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民 生 費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛 生 費	
	1 保健衛生費
5 労 働 費	
	1 労働諸費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
8 土 木 費	
	3 都市計画費
10 教 育 費	
	6 保健体育費
11 公 債 費	
	1 公 債 費
歳 出	合 計

(単位：千円)		
補 正 前 の 額	補 正 額	計
8,409,455	25,510	8,434,965
7,287,768	22,896	7,310,664
384,276	2,614	386,890
24,457,147	1,111,350	25,568,497
11,403,324	682,508	12,085,832
10,599,291	428,842	11,028,133
4,611,731	3,300	4,615,031
2,450,977	3,300	2,454,277
19,422	0	19,422
19,422	0	19,422
720,875	0	720,875
720,875	0	720,875
6,979,725	6,999	6,986,724
5,562,142	6,999	5,569,141
5,376,210	70,582	5,446,792
1,337,866	70,582	1,408,448
3,951,373	△14,400	3,936,973
3,951,373	△14,400	3,936,973
57,269,452	1,203,341	58,472,793

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民会館指定管理料	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	4 9 4, 5 7 0
奥富学童保育室及び柏原小第一学童保育室指定管理料	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	2 4 0, 6 6 4
水富小第一・第二学童保育室指定管理料	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	1 4 0, 0 4 0
狭山台小第一・第二学童保育室指定管理料	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	1 6 5, 8 3 9
産業労働センター指定管理料	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	4 0 7, 5 8 5
中学校教師用指導書等購入費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	3 1, 3 8 4
富士見公民館、水野公民館及び広瀬公民館指定管理料	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	3 9 0, 0 7 9
博物館指定管理料	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	5 0 6, 5 3 6

議案第 1 0 5 号

令和 6 年度狭山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 6 年度狭山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度狭山市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 1 0 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管改良工事費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 9 2 , 0 0 0

議案第 1 0 6 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 名 称 | 自走式水洗トイレカー |
| 2 | 財 産 の 種 類 | 物品 |
| 3 | 数 量 | 1 台 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取 得 金 額 | 2 2 , 9 2 2 , 8 4 5 円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都八王子市檜原町 5 6 8 番地の 1
株式会社川口自動車工業
代表取締役 川 口 雅 史 |

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

自走式水洗トイレカーを取得したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 1 0 7 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
B 第 2 9 7 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 7 3 番 1 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 7 3 番 1 地先	
B 第 2 9 8 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 7 2 番 1 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 7 2 番 1 地先	
B 第 2 9 9 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 7 4 番 2 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 7 4 番 9 地先	
B 第 6 6 1 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 6 0 0 番 2 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 9 3 番 2 地先	
B 第 6 8 9 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 9 3 番 2 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 6 0 1 番 2 地先	

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

入曽駅周辺整備事業により同事業区域内に含まれる路線及び分断される路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 1 0 8 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
B 第 7 4 8 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 8 4 番 4 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 4 7 番 1 地先	
B 第 7 4 9 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 7 4 番 1 6 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 5 0 番 3 地先	
B 第 7 5 0 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 4 0 番 6 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 8 5 番 1 地先	
B 第 7 5 1 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 6 0 0 番 2 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 9 4 番 4 地先	
B 第 7 5 2 号 線	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 5 9 4 番 4 地先	
	狭山市大字南入曽字堂ノ前原 6 0 1 番 2 地先	

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

入曽駅周辺整備事業により分断される路線及び新設される路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 1 0 9 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
C 第 1 2 0 2 号線	狭山市大字東三ツ木字南台 1 7 2 番 1 8 地先	
	狭山市大字東三ツ木字南台 1 7 2 番 3 5 地先	
C 第 1 2 0 3 号線	狭山市大字東三ツ木字南台 1 7 2 番 3 9 地先	
	狭山市大字東三ツ木字南台 1 7 2 番 4 1 地先	

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 1 1 0 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 4 4 0 号 線	狭山市広瀬東四丁目 3 5 6 番 5 地先	
	狭山市広瀬東四丁目 3 8 7 番 1 地先	

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により分断された路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 1 1 1 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 1 2 6 4 号線	狭山市広瀬東四丁目 3 5 6 番 5 地先	
	狭山市広瀬東四丁目 3 8 8 番 4 地先	
F 第 1 2 6 5 号線	狭山市広瀬東四丁目 3 8 7 番 4 1 地先	
	狭山市広瀬東四丁目 3 8 7 番 1 4 地先	
F 第 1 2 6 6 号線	狭山市広瀬東四丁目 3 8 7 番 1 7 地先	
	狭山市広瀬東四丁目 3 8 7 番 3 3 地先	

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により分断された路線及び新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。